

大阪人間科学大学と伊丹市教育委員会との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 大阪人間科学大学(以下「大学」という。)と伊丹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、相互に協力し、大学と伊丹市立学校・園との人的・知的交流を通じて、新たな学びの場を創造するとともに、教育上の課題等に適切に対応することにより、伊丹市における教育及び大学における教育の充実・発展に資する。

(実施機関)

第2条 前条に規定する連携は、大学と教育委員会の間で実施する。

(内容)

第3条 大学と教育委員会が連携して行う内容は、次の通りとする。

- (1) 大学による伊丹市立学校・園の園児・児童・生徒を対象とした新たな学びの機会を提供すること。
- (2) 大学生(院生を含む)に伊丹市立学校・園等の教育現場を体験する機会を提供すること。
- (3) 大学生(院生を含む)による伊丹市立学校・園等の教育活動及び地域の各種活動への支援を推進すること。
- (4) 大学と伊丹市立学校・園等の教職員相互の交流・研修を促進すること。
- (5) その他、双方が必要と認める事項。

(方法)

第4条 大学と教育委員会が連携協力するにあたっては、相互の教職員ならびに学生・院生の派遣及び受け入れ、施設設備の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

(経費)

第5条 大学と教育委員会が連携協力するための経費は、原則として各機関が負担する。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、大学と教育委員会のいずれからも申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補足)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、大学と教育委員会が協議して別に定めるものとする。

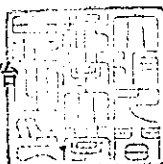
この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、大学と教育委員会は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、大学と教育委員会が各1通所持する。

平成27年11月30日

大阪人間科学大学長

木村 健治



伊丹市教育長

木下 誠

